

3国内情報

地域畜産農家との結びつきによる土づくりを基盤とした、  
環境循環型農業への取り組み

－農事組合法人 ながさき南部生産組合－

長崎県島原普及センター 係長 片岡研一

近年、国民の環境に対する関心が高まりを見せるなか、長崎県島原半島において、1975年以降、地域の畜産農家との連携を基盤として、環境と調和した持続的農業に取り組み、成果を上げている農事組合法人ながさき南部生産組合について紹介する。

1. 島原半島と地域農業の概要

島原半島は、長崎県の東南部に位置し、1市16町(島原市および南高来郡)からなり、総人口は16万5千人(長崎県153万人の10.8%)、農業就業人口の割合は22%(長崎県7.6%)と農業の比重が高い、県下でも有数の農業地帯である。(表1)

表1 島原半島の土地(農地)、人口(農業就業人口)、農業生産額

	総土地面積 (km <sup>2</sup> )	世帯数 (戸)	人口 (人)	農業就業 人口(人)	就業人口に 占める割合	農業粗生産 額(億円)
長崎県	4,092	574,155	1,532,235	55,173	07.6%	1,373
島原半島	459	52,171	165,382	17,730	21.9%	549
県内シェア	11.2%	9.1%	10.8%	32.1%	－	40.0%

※「第47次長崎農林水産統計年報」より。総土地面積、世帯数、人口および農業粗生産額は平成11年度の値、就業人口は平成7年国勢調査の値。

半島中央部の雲仙山系の中腹から海岸線まで広がる12,859haの農地は、県全体の農地の24%を占め、平成12年の農業粗生産額(549億円)は県全体(1,369億円)の40%を占める。農地の63%は畑地で、露地野菜、施設園芸、畜産、果樹等幅広い農業が展開されている。

総農家数は10,400戸、うち販売農家数は8,224戸、専業農家は2,968戸で、それぞれ県全体の23.4%、24.9%、38.4%を占める。(図1)

	農用地面積 (ha)	うち田 (ha)	うち畑 (ha)
長崎県	54,200	25,300	28,900
島原半島	12,895	4,824	8,074
県内シェア	23.8%	19.1%	27.9%



図1 長崎県地図 組合本部所在地

## 2. 農事組合法人ながさき南部生産組合の概要

農事組合法人ながさき南部生産組合は、1975年に5名で活動を開始し、現在では組合員166戸、出資金1億2650万円の大型産直組織に成長した(平成14年7月時点)。

第11期(平成12年11月～13年10月)の販売額は約12億6000万円である。その品目別割合は、たまねぎとばれいしょで44%を超え、他の品目はそれぞれ8%以下である。生産品目および生産実績は表2、3のとおりである。全ての農産物は、有機栽培か特別栽培で生産し、生協、量販店等に販売している。

表2 生産品目と売上金額の構成比(第11期)

たまねぎ	24.5	ミ dejtマト	6.4	レタス	3.3	黒ごま	1.6	オクラ	0.8
ばれいしょ	19.7	柑橘類	4.8	きゅうり	3.3	ニラ	1.1	だいこん	0.7
トマト	7.8	メロン	3.6	かぼちゃ	2.7	にんじん	0.9	その他	2.0
いちご	7.6	小ねぎ	3.6	米	2.6	いんげん	0.8	加工品	2.3

※ながさき南部生産組合第11期決算書による。

※その他は、キウイ、ぶどう、キャベツ、ビワ、はくさい、スイートコーン、ブロッコリ等

※加工品は、麺類、味噌、醤油、ゼリー、ひじき、海草加工品、ハム・ソーセージ類、焼酎等

表3 主な品目の生産状況

(平成13年)

品目名	農家戸数	作付面積 (a)	1戸あたり面積 (a)	出荷量	取組開始年
たまねぎ	59	5,358	90.8	2,997t	S60
ばれいしょ	37	4,210	113.8	1,203t	S60
みかん	35	2,400	68.5	325t	S60
かぼちゃ	30	750	25	126t	H 1
米	22	1,334	61	50t	H 2
ミ dejtマト	11	115	10.5	118t	H 4
メロン	9	511	56.8	95t	S60
いんげん	9	120	13.3	9t	H03
レタス	7	690	98.5	114t	H08
トマト	5	192	38.4	207t	S62

本部は北有馬町にあり、組合員は半島内の13町に広がる農家である。組合員数は、図2のように増加

傾向にある。組合員の86%は専業農家であり、その主な担い手は40歳代の夫婦の専業農家で、野菜や果樹を中心とした複合経営が多い。

第11期における、組合員1人あたりの組合からの手取り額は約556万円で、50万円に満たない農家から、2,000万円を超える農家まで分布している。1,000万円以上の組合員は34名で、約21%を占める。大半の組合員は、生産物の販売をほぼ全面的に組合に依存している。

組合員の年齢構成を、県内販売農家の経営主33,055名のものと比較した(図3)。県全体では39歳以下の割合が約6%であるのに対し、当組合は約18%、49歳以下では、県全体が約28%であるのに対し50%となっており、若い経営者、後継者が多い組合であることがわかる。

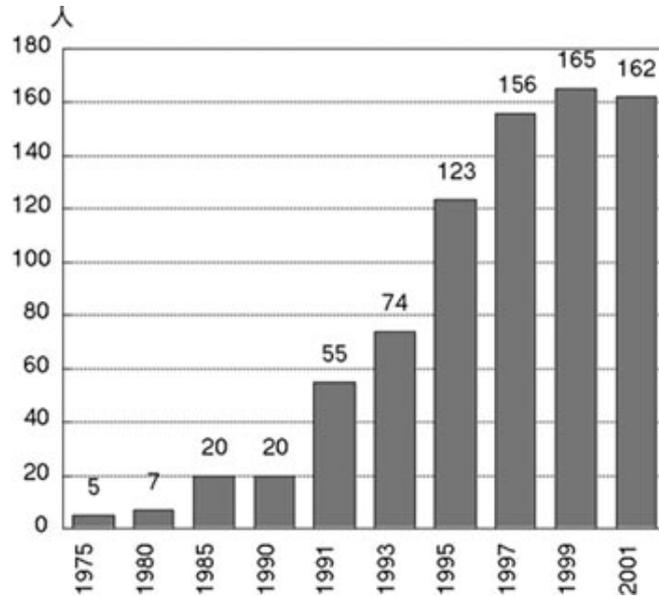


図2 組合員の推移

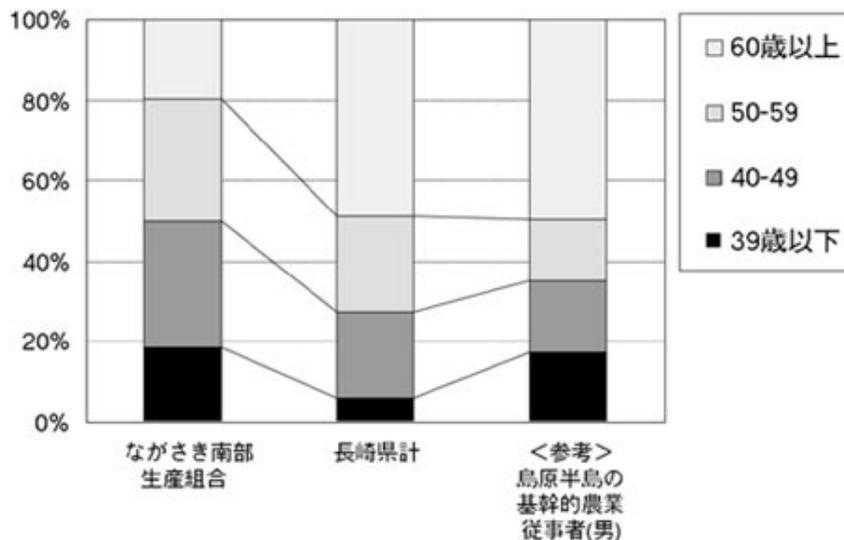


図3 組合員と県内販売農家経営主の年齢別構成比較

### 3. 組織活動の特徴

#### (1) 環境保全型農業技術

組合では、土壌内の生態系を保持し、活性を高めることを作物栽培の中心技術としており、畜産農家との連携など地域循環型の農業を推進し、完熟堆肥の利用や緑肥作物の活用による土づくりを組合の基盤として位置づけている。

この基盤の上に、輪作作物としての「黒ごま」の栽培は全国で、「合鴨稲作」は県内で最大規模の作付面積を有する。また、土壌分析の実施による適正施肥、有機質肥料の開発、天敵昆虫の実証など、大学や普及センター、企業との協力体制をとってきた。

農薬散布に関しては、独自の基準やペナルティールールを策定し、組合員は栽培管理記録の毎月提出を義務づけられている。

## (2) 組織体制と教育機能

品目別に16の部会を設け、それぞれ部会長を置き、栽培基準の決定、生産計画の策定、技術研修、生育調査等を実施している。また、機械部会による共同利用も行っている。

組合に新規入会する場合は、組合員の義務やルールの遵守を「基本協定書」に署名して、理念を理解する農業者を入会時点で選別している。さらに、総会、技術研修会、講演会等、多くの学習機会を設け、出席率が各自の出荷手数料率に反映されるシステムとなっており、農産物の単価は、栽培方法や品質に応じて差をつけ、個々の努力が反映される仕組みとしている。

## (3) 他の産直組織との連携

平成8年に全国の6つの産直組織とともに、大手取引先に対する周年供給や大口対応のための共同販売や販路開拓を目的として「ぐりーん・ねっとわーくジャパン(株)」(GNJ)を設立(現在約30の組織が参加)。

GNJでは独自の生産基準を策定し、農産物の表示ラベルを、JAS法に基づき「有機栽培農産物」と、特別栽培である「エコ農産物」に大別して統一した。また、全ての出荷物への、生産者のメッセージカードの添付や、圃場・栽培履歴等の情報管理業務を支援コンピュータソフトの開発、独自の公開監査システムを構築などを実施している。

## (4) トレーサビリティと情報開示

情報管理と開示のため、次のような内部システムを構築している。

①生産者は毎日の農作業を記録する。②組合は生産者、登録圃場の基本データおよび作付けごとの生産内容をデータベースに記録し管理する。③内部監査、生産物検査を実施する。④情報は可能な限り内外にオープンにし、生産履歴をトレース可能にするための生産者側の体制を構築している。⑤第三者による中立で客観的な有機認証と、自分たちで行う内部監査の不足を補うため、外部に開かれた監査システムをGNJが主体となり構築した。⑥情報開示により、販売面での有利性を確保するとともに、役員の交代等による情報管理機能の低下等を防ぐことを目指している。

## (5) 新たな事業の展開

- ① 平成14年から農産物宅配事業の開始、運営のため食材宅配業者との合併会社の設立。
- ② 地域の食品加工会社との提携による加工品の販売(味噌、醤油、そうめん、うどん、焼酎、水産加工品、ハム・ソーセージ類)。
- ③ 農地荒廃防止と、消費者への農業体験機会の提供のため、農地のトラストを平成14年に開始した。宅配事業の案内パンフレットで会員を募っている。

表4 GNJの公開監査制度の概要

- 参加者は、産直組織の役員と組合員のほか、生協等の取引先、大学研究者、有機認証登録団体の検査員、他の産直組織の構成農家、普及センター等である。
- 認証団体による第三者監査、生産者による内部監査を補う当事者監査制度である。
- 参加者のうち、自組織の組合員以外が監査委員となり、書類審査、圃場確認(一部)、組織に対する質疑、チェックシートによるスコア付け(100項目以上)、コメント提出等の作業を行う。
- 監査対象となる産直組織は、農産物生産管理状況、組織運営状況に関する質問に答え、書類を提示する。したがって、内部運営や生産に係る詳細な情報を書類化あるいは電子化して保存し、常に開示可能な状態に保つことが要求される。
- 産直組織は、監査の結果指摘を受けた点について、すみやかに改善に取りかかることが要求され、改善の経過と結果について関係者に報告を行う。

## 4. 組合と地域畜産農家の連携

GNJの「生産管理要綱」【基本宣言】の中で「……地域の資源を有効に活用し、土壌の活性化を増進させ……持続的な農業を推進する。」と宣言し、さらに【生産の基本理念】には「地域全体の環境保全と景観保全に貢献できる農業生産体制の確立」を掲げている。さらに、【栽培の原則】においては、第1項に「良質の完熟堆肥等を利用して土づくりをすすめる。」とし、その【資材使用等の原則】の「2. 肥料」では「地域

内に存在する有機資源を最大限活用した循環型複合農業基本とする。」と、やはり第1項目に掲げている。

島原半島は、長崎県内随一の畜産地帯であり、地域には多くの酪農、肉用牛、養豚、養鶏の農場が存在する。これらの、畜産農家と部会、もしくは組合員個々に畜産農家と年間契約をするなどし、連携を深めながら、各部会の基準に沿って圃場への完熟堆きゅう肥の投入を行っている。

現在は、組合員個々に堆きゅう肥の確保を行っているが、将来は、組合による共同確保により、堆きゅう肥そのものの品質の向上・斉一化、技術的な多様化への対応、コスト低減についても検討中である。写真は、組合員が確保している地域畜産農家の堆肥化施設の事例である。



酪農家堆肥化施設



肥育牛農家の堆肥化施設



養鶏農家の堆肥化施設